

令和2年度第3回
福生市都市計画審議会会議録
議事要旨

福生市まちづくり計画課

令和2年度 第3回福生市都市計画審議会 議事要旨

日時：令和3年3月30日（火）14：00～14：50

場所：福生市役所 第2棟4階 第一・第二委員会室

（出席者）

市長：加藤育男

委員：森田正人、田村半十郎、小林和人、小山明男、幡垣正生、串田金八、町田成司、
甲斐重孝、高宮恭一

事務局：清水靖弘、北村章、藤井勲、大津好央、豊嶋実、酒井弘之、関谷貴浩、
山崎俊一郎

（次第）

1 開 会

2 市長挨拶

3 会長挨拶

4 議 事

報告事項

報告1 福生駅西口地区市街地再開発事業について

（1）都市計画法第16条公告・縦覧及び説明会について

（2）都市計画法第19条東京都協議について

（3）都市計画法第17条公告・縦覧及び説明会について

報告2 都市計画道路3・4・7号（富士見通り線）整備事業の進捗状況について

5 その他

6 閉 会

報告 1 福生駅西口地区市街地再開発事業について

【説明概要】

福生駅西口地区市街地再開発事業について、都市計画法第 16 条に基づく公告・縦覧、説明会を行った。説明会の出席者は合計 28 名で地区計画案等に対する質問は特になかったことから、都市計画法第 19 条に基づく東京都協議を行い、全ての都市計画案について都知事より特に意見はない旨の回答をいただいた。なお、都市計画案の内容は前回説明した内容のとおりであるが、福生都市計画交通広場について、計画図の名称に第 1 号という記載が追加され、福生都市計画交通広場第 1 号福生駅西口広場となった。これは、計画書には第 1 号が記載されているため、整合を図ったものである。これ以外の内容の変更はないため説明は省略する。

今後の予定は、都市計画法第 17 条に基づき、4 月 8 日から 4 月 22 日まで都市計画案の公告・縦覧及び意見募集を行うとともに、4 月 7 日と 11 日に説明会を行う予定である。

その後、本審議会に諮問させていただき、答申後、地区計画等の都市計画決定を行いたいと考えている。また、本地区計画の決定に伴い、福生市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正を 9 月議会で行い、市街地再開発事業の都市計画決定へと進めていく予定である。

【主な質疑及び意見】

(委員)

説明会の会場はもくせい会館か。

(事務局)

説明会の会場はもくせい会館の 3 階会議室です。

報告 2 都市計画道路 3・4・7 号（富士見通り線）整備事業の進捗状況について

【説明概要】

富士見通り整備事業は、やなぎ通りの福生駅東口交差点から産業道路の東福生交差点までの 350 メートルについて、平成 28 年 3 月 11 日に令和 4 年度末までの事業期間で東京都より事業認可を受け整備を進めている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で

用地取得が進まず、令和2年度末の用地取得率は58.05%である。用地取得は令和4年度以降も要する見込みであること、下水道や道路築造工事に一定の期間を要することから、令和4年度末までの事業認可期間内での完了は非常に難しくなっている。東京都に事業認可期間の変更について相談したところ、最終年度の令和4年度に変更を行うことなどのアドバイスをいただいた。今後も令和4年度まで全力を挙げて取り組んでいくとともに、事業認可変更の準備も取り組んでいく。

【主な質疑及び意見】

(委員)

令和4年度までで用地取得は完了するのか。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症の影響等で外国に住んでいる方が日本に戻れず契約が滞っている例などもあり、令和4年度以降も用地取得はあると考えている。

【その他】

(委員)

西口再開発について、工事を進めるにあたってバスや交通機関の移動が出て来ると思うが、具体的に決まってくるのはどれくらいの段階か教えてほしい。

(事務局)

今年度中には設計施工する業者が決まる予定で、その後業者との協議で工事の計画などが決まるので、今年中に示すのは難しいと思う。

(委員)

今年の秋口にはゼネコンも含めた事業チームが動き出す予定であるが、皆さんの御意見をいただき良いものにしていきたい。

(委員)

報告1の中で名称に1号が追加されたと説明があったが、どういう意味か。例えば今後再度、計画の出し直しがあることを考えて1号としているのか。

(事務局)

計画書はもともと1号という表記が入っていたが、計画図には1号が入っていなかったため、それと整合を図ったものである。変更になると2号になるというものではない。

(会長)

他に意見がないようなので、以上で本日の日程は全て終了とし、審議を閉じる。